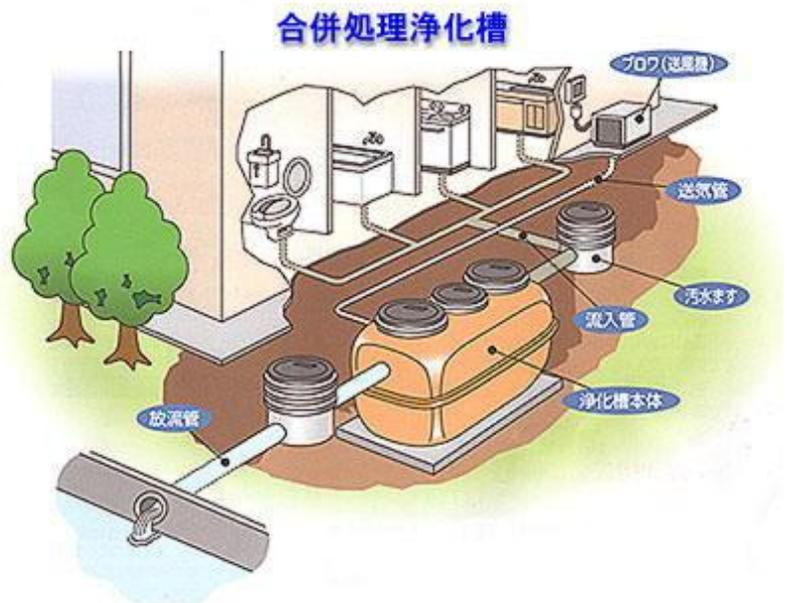


# 10月1日は、浄化槽の日です

この日は、浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」(昭和58年5月18日公布、法律第43号)が、昭和60年10月1日に全面施行されたことを記念して、昭和62年に当時の厚生省、建設省及び環境庁の3省庁の主催により設けられました。

この「浄化槽の日」を中心に、浄化槽法の周知徹底とより良い浄化槽、特に水質汚濁の原因である生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及促進を図ることを目的に、「浄化槽の日」実行委員会主催の全国浄化槽大会等の中央行事のほか、全国各地で様々な行事が行われています。

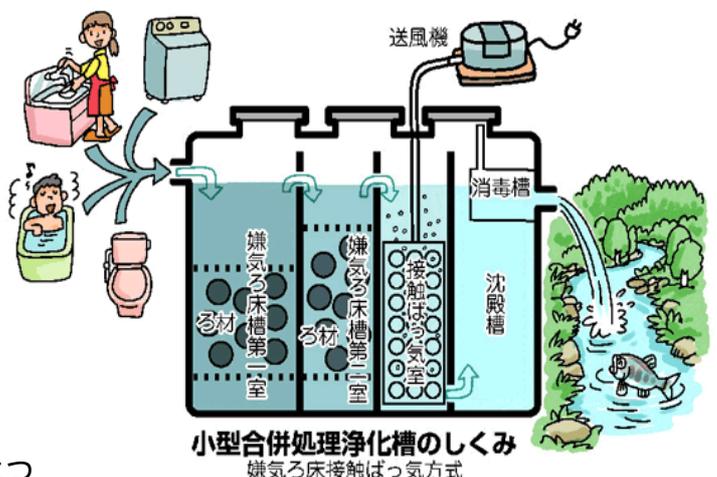


わが国では、水洗便所の汚水を処理するための施設として、下水道とともに「浄化槽」が普及し、浄化槽水洗化人口は総人口の約3割を占めています。浄化槽には、水洗便所の汚水だけを処理する単独浄化槽と、水洗便所と台所などの生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽がありますが、家庭用の小型合併処理浄化槽が開発されてその設置が奨励されるようになったのは、昭和60年代になってからであるため、現在設置されている浄化槽の約8割は単独浄化槽です。

工場廃水等への法律による規制が進んだ結果、河川等の水質汚濁の原因の多くは家庭から出る生活雑排水によるものであると言われています。

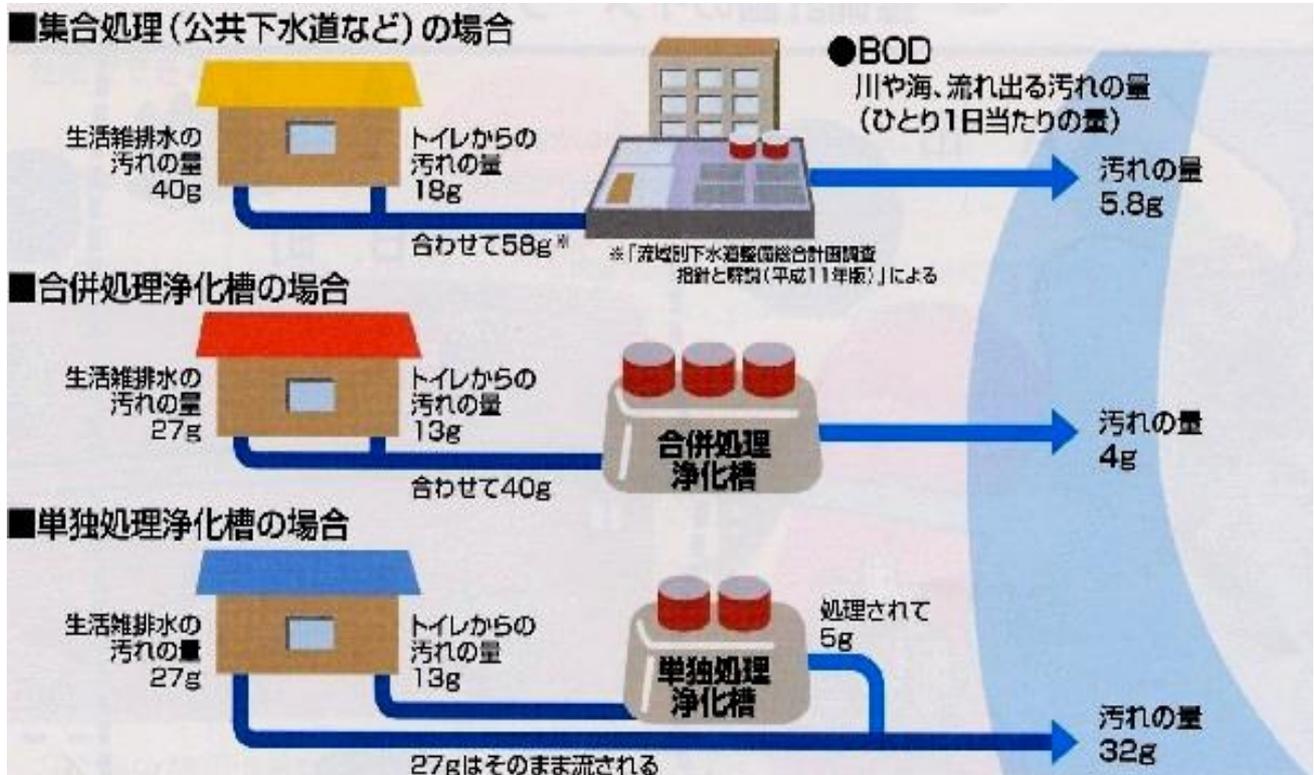
このような状況の下で、国会においても単独処理浄化槽の新設廃止に向けた法的措置が議論され、「浄化槽法」の改正が行われ、平成13年4月1日より浄化槽を新設する際には、原則として合併処理浄化槽を設置することが義務づけられました。

さらに、既に設置されている単独処理浄化槽につ



いても、合併処理浄化槽への転換の努力義務が明文化されました。

このように、今後とも生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指して、生活雑排水の処理を行わない単独処理浄化槽の廃止に向けて、合併処理浄化槽の整備促進が一層図られるよう積極的な取り組みが期待されています。



### 浄化槽からのお願い

#### ■使用上の注意事項

浄化槽は日常の管理も大事です。使用者は日常の使用にあたって、次のような点に注意してください。

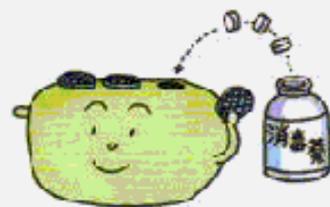
① トイレの洗浄水は十分に流す。



④ 浄化槽の電源は切らない。通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがない。



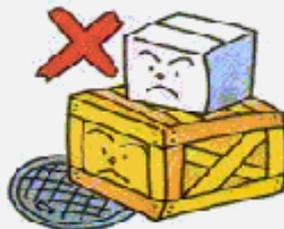
⑥ 消毒剤は切らさず、常に消毒されるようにする。



② 便器の掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しない。



⑤ マンホールの上に物を置かない。蓋はいつも閉めておく。



⑦ 台所からの野菜くずや天ぷら油などは、流さないようにする。



③ トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない。

